

富士見町環境保全条例の開発許可申請フロー

○事前協議提出 (3,000 m²以上の場合)

土地の契約前に様式第 10 号の**事前協議申出書**の提出が必要となります。
役場内各部署からの指摘事項等を意見書として提出し回答をお願いします。

☆事前協議中に実施すること (3,000 m²未満の場合は**許可申請まで**に実施)

○事業計画の説明

計画地の**地元区、近隣住民、その他関係区等**へ事業計画の説明を行います。
※反対、苦情、要望事項等について協議・調整を行ってください。

○排水処理計画 *降雨強度 諏訪領域 30 年確率 116.0mm/hr

排水計画は設計根拠の資料に基づき説明をお願いします。
排水を放流する場合は、流域を算定し**下流水利権者の同意**が必要となります。
浸透処理を行う場合は、**地盤調査**や**浸透試験**が必要となります。
事業実績のあるコンサル等による調査・検討・計画が必要となります。
(防災調整池もしくは調整池の設置。雨水浸透処理施設の設置。オンサイト貯留施設の設置)
※開発区域面積 **1ha** 以上の全ての開発行為において防災調整池等技術基準により流出抑制措置を講ずるものとする。

○各法令に遵守

その他各法令等の手続きを進める。(都計法、森林法、農地法、景観条例、土対法 他)

○許可申請書提出 (2,000 m²以上の場合) **2～3 週間 指摘事項の修正・訂正含む**

役場内各部署からの指摘事項等を集約し、修正個所の対応をお願いします。

○富士見町環境保全条例審議会 (**資料 1 6 部作成**) 年 2～3 回開催

現地の状況、申請内容について審議を行います。
指摘事項等について迅速に対応することを条件に許可相当となります。

○着手届提出

指摘事項等について対応状況の報告を行い、着手受理します。
着手前は再度、関係区に対し最終工程の説明を行って頂きます。